

遺言信託関連手数料の改定について

平素より、りそな銀行をお引立ていただき、誠にありがとうございます。
この度、弊社では遺言信託関連手数料を下記の通り改定させていただくこととなりましたので、ご案内申し上げます。

1 手数料の適用開始日

適用開始日 **2013年1月4日(金)**

2 改定内容

ご契約時	(税込)	2012年 12月28日(金)まで	2013年1月4日(金)から (※これ以降にご契約いただくものが対象となります)			
		現行	一般型		<新設>パッケージ型(*1)	
			オプションサービス(*2)		オプションサービス	
			利用しない	利用する	利用しない	利用する
変更	取扱手数料	210,000円	315,000円	315,000円	210,000円	210,000円
新設	オプションサービス料	—	—	プラス 525,000円	—	プラス 525,000円

遺言書を保管している間

新設	年間保管料(毎年)	—	6,300円	—	—	—
----	-----------	---	--------	---	---	---

ご遺言の変更時

変更	取扱手数料	52,500円	105,000円	105,000円	52,500円	52,500円
----	-------	---------	----------	----------	---------	---------

万が一、途中でご解約される時(執行コースのみ)

新設	精算費	—	157,500円	—	157,500円	—
----	-----	---	----------	---	----------	---

ご遺言の執行時

変更 遺言執行報酬…次の(1)の金額または(2)の金額のいずれか大きい金額(税込)

(1) 遺言執行対象財産の相続税評価額(※1)を基準に以下の割合を乗じて計算した額の合計金額

(※1) 相続税評価額は、債務控除前の価額とし、各種特例による評価減等を考慮しないものとします。

①りそなグループ各銀行のお預り資産(※2) 0.315%

(※2) りそなグループ各銀行のお預り資産とは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行にお預入れの預金、信託、投資信託、国債等をいいます。

②上記①を除くその他の財産については

	現行	オプションサービス	
		利用しない	利用する
5千万円以下の部分	2.100%	2.100%	1.050%
5千万円超1億円以下の部分	1.575%	1.575%	1.050%
1億円超3億円以下の部分	1.050%	1.050%	1.050%
3億円超の部分	0.525%	0.525%	0.525%
(2) 最低執行報酬額(税込)	1,050,000円	1,050,000円	525,000円

オプションサービスをご利用になると

年間保管料が不要。さらに執行報酬もおトク。

(例) 財産額1億円
(うち りそな銀行のお預り資産1千万円)で
オプションサービスを

利用しない 1,711,500円
利用する 976,500円
執行報酬は **73.5万円おトク**

詳細につきましては、窓口または担当者までお問合せください。

今後とも、より一層のサービス向上を心がけてまいりますので、引き続きお引立てくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

パッケージ型遺言信託について

お子さまやお孫さまがなく、以下の内容のご遺言をお考えのお客さまに、手数料が有利なパッケージ型遺言信託をご用意しました。

項 目	内 容
商品名称	パッケージ型遺言信託
対象となるお客さま	以下の条件をすべて満たすお客さま（③は該当の場合のみ） ①ご相続人について お子さまやお孫さまがなく、ご両親もすでに他界されている方 （例）お子さまのないご夫婦で、永年連れ添った配偶者にすべてを遺そうとお考えの方など ②財産配分について 配偶者がいる場合 → 配偶者にすべて 配偶者がいない場合 → 任意の親族など1名にすべて ③予備的遺言を付す場合 → 任意の親族など1名にすべて
手数料(税込) (一般型との相違点)	●ご契約時 取 扱 手 数 料：210,000 円 ●遺言書を保管している間 年間保管料(毎年)： なし ●ご遺言の変更時 取 扱 手 数 料： 52,500 円
※詳しくは表面の改定内容をご覧ください。	

オプションサービスについて

ご契約時にお申込みいただくと、年間保管料が不要となり執行報酬が引下がるためおトクです。以下のようなお客さまにおすすめします。

このようなお客さまに	これだけおトクです
財産額はさほどでもないが、相続人の事務負担を減らすために遺言信託を利用したい	相続人のご費用負担を減らすことができます
相続人の費用負担を考えて、執行報酬を減らしたい	執行報酬を50万円から最大75万円引下げることができます（税抜）
年間保管料を抑えたい	遺言書をお預りしている間、年間保管料はかかりません
財産額が多いので、できるだけ執行報酬を減らしたい	ご相続財産(※)が5千万円以上なら年間保管料と執行報酬の両方がおトク、1億円以上なら執行報酬は75万円おトク（税抜）

※りそなグループ各銀行のお預り資産を除く財産